

平成28年度 第1回新見市総合教育会議次第

日時：平成29年3月16日(木)

13:30～

場所：第5委員会室

<次 第>

1 開 会

2 市長挨拶

3 出席者紹介

4 議 事

(1)「新見公立大学・短期大学と連携した教育によるまちづくり」
について

(2) その他

5 閉 会

<配付資料>

- ・新見市教育大綱
- ・新見公立大資料

平成28年度 第1回新見市総合教育会議 出席者名簿

平成29年3月16日

○総合教育会議 構成者

職 名	氏 名
市 長	池 田 一 二 三
教育委員長	小 野 貴 美 江
教育委員長職務代理者	安 達 友 恆
教育委員	吉 田 徹
教育委員	住 本 克 彦
教 育 長	中 田 省 吾

◇総合教育会議 事務局

職 名	氏 名
企画政策課長	小 林 保
企画政策課課長補佐	藤 井 和 昭

◇教育委員会 事務局

職 名	氏 名
教育部長	安 藤 暢 重
教育総務課長	石 橋 博
学校教育課長	村 上 弘
生涯学習課課長	福 本 勇
教育総務課主幹	小 川 泰 典



2017年4月 地域を拓く“健康科学部”

新見公立大学は新たに **健康科学部 看護学科** からスタートします



「高齢者の健康寿命の延伸」



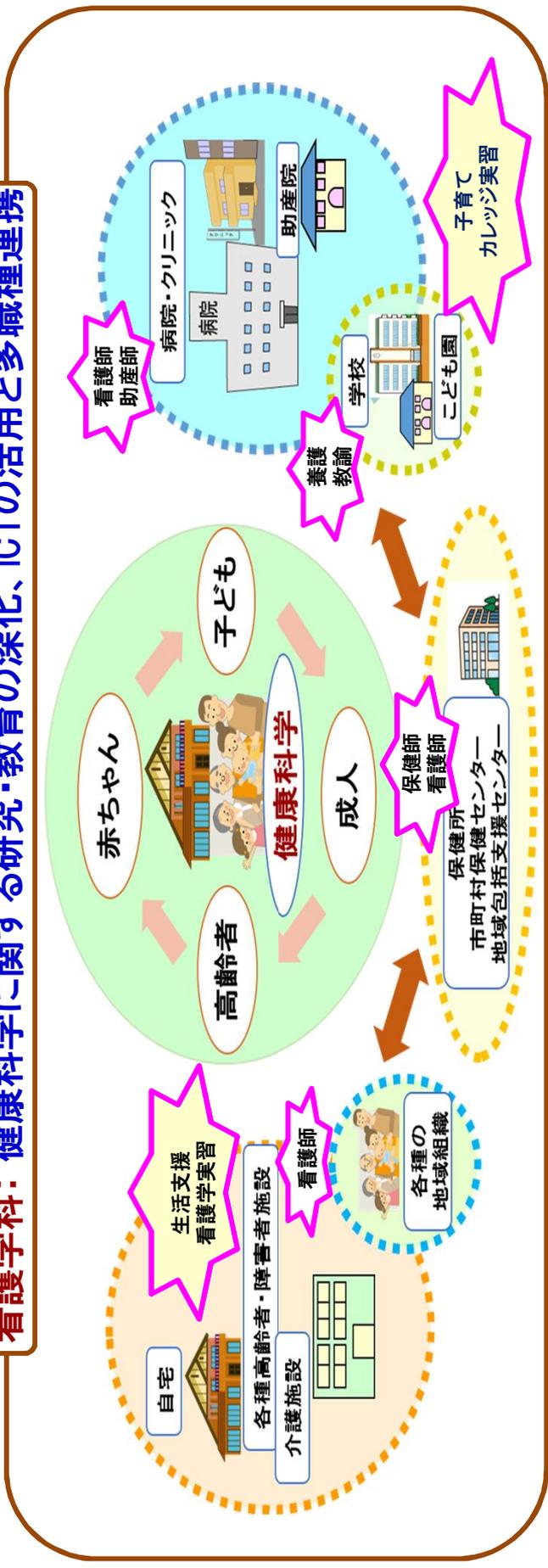
地域で全ての世代の健康を切れ目なく支援
赤ちゃんから高齢者までの病気のケア、健康の維持・増進



「健やかな子どもの成長」

看護学科：健康科学に関する研究・教育の深化、ICTの活用と多職種連携

「心の豊かさの向上」



➡ 引き続き4年制の健康保育学科、地域福祉学科を増設し、1学部3学科体制を目指す

幼児教育学科の特色とあゆみ

- ◆ 1980年：開学/学科設置 ★ 卒業生総数：1843名
- ◆ 現在 1年次生(37期)：55名、2年次生(36期)：56名

- ◇平成16年度 特色ある大学教育支援プログラム【GP1】
「地域と創るにいきみこどもフェスタ」
- ◇平成18年度 特色ある大学教育支援プログラム【GP2】
「実践力が育つ保育者養成システム」
- ◇平成18年度 資質の高い教員養成推進プログラム【GP3】
「大学コンソーシアムによる幼稚園教員の養成」

地域貢献活動
と教育の両立

にいきみ子育てカレッジ「にこたん」
【地域ぐるみの大学内子育て支援拠点】

現在の課題

期待される『保育士』像

子どもの心身の正常な発達を支援できる
高い専門性を持った保育士の養成

- ◇発達障害児への対応・支援（特別支援教育を含む）
- ◇子どもの病気に関する対応（病児保育力を含む）
- ◇保護者に対する子育て支援（クレーム対応を含む）
- ◇ICT活用能力
- ◇人間関係調整力（保・幼・小連携への取組等）

●短大での取り組みに限界。4年制への移行を検討

地域福祉学科の特色とあゆみ

- ◆ 1996年：地域福祉学科設置（定員50名）
介護福祉士・社会福祉主事任用資格
- ◆ 2000年：男女共学化 ★ 卒業生総数：1003名
- ◆ 現在：1年次生(21期)＝44名、2年次生(20期)＝35名

◇2008年度 質の高い大学教育推進プログラム【教育GP】
「生活文化を視点にした介護福祉士養成教育」
～地域住民と学生による相互支援活動を通して～

活動の継続と
進化

地域社会における介護の役割を地域住民(含:要介護者)との相互支援活動からの学びを通して理解し、生活文化の創造に貢献する介護福祉士養成

現在の課題

地域社会における介護の役割を理解し、生活文化の創造に貢献する
介護福祉士の養成教育法はほぼ確立・実践するも、
定員割れの解消法の目処立たず。

● 短大での取り組みに限界。4年制への移行を検討

期待される『地域福祉人材』像
介護福祉士+社会福祉士

- ◇ 中山間地域の地域包括ケアシステムの一翼を担う介護力
- ◇ 幅広い知識と能力を有する地域福祉人材
(含：防災士、行政書士、社労士、成年後見人対応能力等)
- ◇ 多職種連携のための調整力 (含：家族や近隣住民・行政)
- ◇ 高いICT活用能力
- ◇ コミュニティ・デザインに関する知識と能力

第13回地方創生にいまカレッジ「鳴滝塾」



第13回 地方創生にいまカレッジ「鳴滝塾」
特別講演「地域ではぐくむ子育て構想」



講師のご紹介



高月 教恵
福山市立大学教育学部
児童教育学科教授

地方創生を共に学ぶ「鳴滝塾」塾生も募集中です。
希望者は右記のホームページからお申し込みください。

地方創生にいまカレッジホームページ
<http://blog.nitimi-college.jp/~souisei/>

平成29年
1月21日(土)
午後2時～午後4時
講演会&シンポジウム

日時

場所
新見公立大学
学術交流センター
岡山県新見市西方1263-2

お申込み・お問合せ
地方創生にいまカレッジ (新見公立大学)
Tel:0867-72-0634 Fax:0867-72-1492
電話がファックス(氏名・住所・電話番号)でお申込ください。
申込期限：平成29年1月19日(木) ※先着100人

入場無料

- ◇ **新見公立大学教育支援センター(仮称)**を設立して、
中山間地域教育・保育のトップランナーに！
- ◇ 新見市の優しい子育て支援構想：地域ではぐくむ
乳幼児からの健やかなこどもの育成を实践、
**新見市、大学、保育施設等の大連携、知的障害・
発達障害児との共生プログラムの確立、
岡山大学、倉敷成人病センター、健康の森学園、
などとの連携**
- ◇ **発達障害児に対する社会的スキルとセルフ
コントロール支援プログラム(教育コンテンツ)の
開発(ソフトラバנקのCSR事業との協働を計画)と
実践**
- ◇ 上記を新見市のこども全員を対象とする**コフオート
研究**として実施し、定期的に全国に発信、
上記教育コンテンツの深化
- ◇ **保育施設を拠点とする、中山間地域の新包括
ケアシステムの構築**
- ◇ **人に優しいまち新見を全国に発信**

平成29年3月16日

新見公立大学 教育支援センター(仮称) 設置構想
～中山間地域教育・保育のトッピングプランナーに～

1. 概要

新見市の教育・保育力を強化するために、幼稚園・認定こども園・保育所・小学校・中学校（以下、学校等という）と、教育委員会、こども課、新見公立大学が連携して、新見公立大学内に新見市全体の教育・保育の拠点「新見公立大学教育支援センター(仮称)」を創設する。

教育支援センターの設置により、新見市の学校等と新見公立大学の連携を強化する。これにより、学校等は新見公立大学を研究・研修機関とし、新見公立大学は学校等を附属学校のように活用することができる。

名 称： 新見公立大学 教育支援センター（仮称）

開設時期： 平成31年（2019年）4月

場 所： 新見公立大学内

2. 教育支援センターの事業内容

学校等の教育・保育力の向上と、新見公立大学学生の育成および教員の研究能力の向上のため以下の事業を展開する。

- 1) 幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の教諭・保育士（以下、教諭等という）の研修・スキルアップ（大学教員が学校・保育園に出向いて指導、教諭免許講習等）
- 2) 教諭等対象の相談・支援（個人の課題解決）
- 3) 学校等の課題解決（外部研修報告の共有、実践的資料の作成提供、組織の質向上等）
- 4) 教育実習（幼稚園・養護教諭・特別支援）及び保育実習等に関する指導及び支援
- 5) 実地体験（学生のインターンシップ）の充実（学び愛のまちにいみ、にいみ塩から子育て事業等）
- 6) 教諭等と大学教員の連携による研究



「新見公立大学 幼児教育支援センター 設置構想」

新見市
福祉部こども課
(子ども福祉・子育て支援)

新見公立大学

新見市子ども子育て会議
(小学校長会・幼稚園PTA連合会・商工会議所・保健所長 等)



- 先進園の取組等、各種 動画配信
オンデマンド配信
- e-ラーニング活用
- 各園のHP、園児管理、保護者連絡等の一体的管理

新見公立大学・教育支援センター

連携

CMS * システム

TV会議システム

保育所・幼稚園・認定こども園



- 学生への個別実習指導
 - 保育士、保護者の個別相談
 - 復職のための個別相談
- 事例データベース構築

新見中央
認定
こども園

萬歳
保育所

上市認定
こども園

新砥
保育所

熊谷認定
こども園

本郷
幼稚園
保育所

大佐認定
こども園

新郷
保育所

神代認定
こども園

草間台
保育所

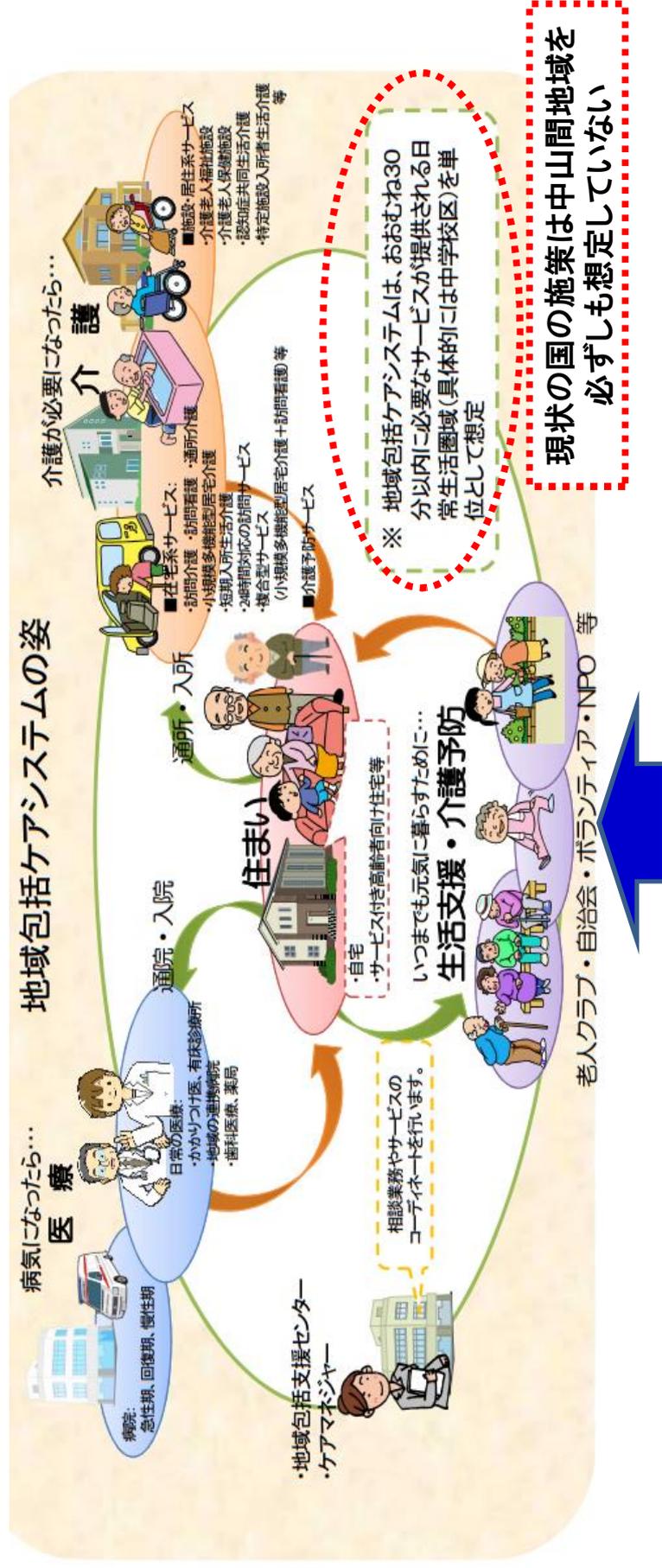
哲西認定
こども園

新見
保育所

卒前・卒後、再教育(復職プロジェクト)のためのICTとネットワーク構築

CMS: content management system

日本中の中山間地域の地域包括ケアシステムは未完成



期待される「健康保育士」

- ◇発達障害児への対応・支援(特別支援教育を含む)
- ◇子どもの病気に関する対応(病児保育力を含む)
- ◇保護者に対する子育て支援(クレーム対応を含む)
- ◇ICT活用能力
- ◇人間関係調整力(保・幼・小連携への取組等)

期待される「地域福祉士」

- ◇中山間地域の地域包括ケアシステムの一翼を担う介護力
- ◇幅広い知識と能力を有する地域福祉人材(含:防災士、行政書士、社労士、成年後見人対応能力等)
- ◇多職種連携のための調整力(含:家族や近隣住民・行政)
- ◇高いICT活用能力
- ◇コミュニケーションデザインに関する知識と能力

新見市教育大綱

～ ふるさとを愛し、未来を拓く、たくましい人づくり ～

平成28年1月

新 見 市

目 次

I	はじめに	1
II	大綱の位置づけ	1
III	教育大綱	2
1	大綱の構成	2
2	基本理念	2
3	基本方針	2
参考資料		
1	関係法令条文(抜粋)	3

I はじめに

地域を取り巻く社会情勢は、少子高齢化、国際化、情報化など急激に変化しており、人々の意識や価値観は多様化し、社会生活を営む上で様々な課題が生じています。特に、急速に進む過疎化と少子化の影響による人口減少は、本市のみならず全国的な問題となっており、従来の仕組みや考え方では対応しきれない時代が到来しております。

そのため、本市では、「第2次新見市総合振興計画」で、「人と自然が奏でる安全・快適・情報文化都市」を将来都市像とし、その様々な施策の中において人口減少対策を最重要課題と位置づけるとともに、「新見市創生総合戦略」を策定し、総合的かつ横断的な取組を推進することとしております。

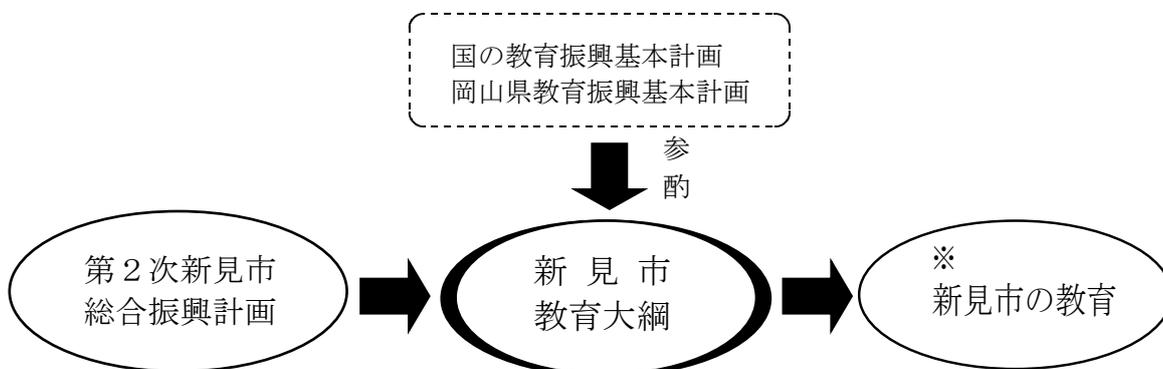
その将来都市像を確実に実現するためには、まちを支える力強い意欲と実践力をそなえた人材の育成が不可欠であり、教育の果たす役割はますます重要となっております。

そこで、本市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策の体系である、「新見市教育大綱」（以下「大綱」という。）を定め、今後本市が推進する教育施策の方針を明確にするものです。

II 大綱の位置づけ

大綱は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に規定されるもので、地方公共団体の長に策定が義務づけられたものです。その内容は、教育基本法第17条第1項の規定に基づき、国が策定する教育の振興に関する施策についての基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、その目標や施策の根本となる方針を定めることとされています。

本市においては、第2次新見市総合振興計画の基本目標を踏まえ、国の教育振興基本計画及び岡山県教育振興基本計画を参酌し、本市の大綱として定めることとします。



※「新見市の教育」は、新見市の教育施策の重点目標を掲げた教育基本計画です。

Ⅲ 教育大綱

1 大綱の構成

大綱は「基本理念」と「基本方針」によって構成します。未来のまちを支えるのは「ひと」であることから、本市において求められる人材像を基本理念として掲げます。また、基本理念の実行に向け、具体的に推進すべき方向性を基本方針として示します。

2 基本理念

～ ふるさとを愛し、未来を拓く、たくましい人づくり～

3 基本方針

(1) 「郷土愛」、「生き抜く力」を育む学校教育の推進

「郷土を愛する心」、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成を柱とし、子ども一人ひとりを大切にした教育を推進します。

このため、基礎・基本の確かな学力の定着を図り、思いやりのある心豊かな人間性や社会性を育むとともに、何事にも積極的で主体性があり、ふるさとを愛し、世界で活躍するたくましい新見っこ（塩から子）の育成に努めます。

また、保護者や地域住民が積極的に参画することにより、学校・家庭・社会が一体となって、地域に根ざした教育をめざします。

(2) 生涯学習の推進と文化・スポーツの振興

人間尊重の精神を基本とし、市民一人ひとりが生涯にわたり、「いつでも、どこでも、だれでも」主体的・自主的な学習活動を通して自己実現が図れるよう、生涯学習を推進します。

また、誰もが潤いと活力に満ちた生活を送ることができるよう、文化・スポーツ活動の振興を図ります。

参考資料

1 関係法令条文（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

[平成26年6月20日公布]

（大綱の策定等）

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○教育基本法

[平成18年12月22日公布]

（教育振興基本計画）

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

〒 718-8501

岡山県新見市新見 3 1 0 番地 3

新見市総合教育会議事務局

(新見市総務部企画政策課)

TEL 0867-72-6114 FAX 0867-72-6243